

正式なものではなく、それぞれの会議で決定された真正な議事録署名人による署名捺印が為されたものではありません。

二、さらに、旭川地裁の仮処分決定後の八月五日には、芦原理事は、自らが代表役員総長の地位にあることの確認を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。当該訴訟の第一回口頭弁論期日は九月二十九日に行はれましたが、即日結審し、本年十二月二十二日に判決が下されることとなりました。

この訴訟では、庁規十二条二項の「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」(いはゆる「総長選任事項」)の解釈が争点となつてをり、本年十二月には当該規定の解釈に関する裁判所の判断が示されることになりました。神社本庁の主張内容は、「月刊若木」十月号にて概略説明致してをりますが、合理性のあるものであり、裁判所にも十分御理解戴けるものと考へてをります。

当該判決によつて、芦原理事により秘密裡に行はれた代表役員変更登記に端を發した一連の混乱状態も解決に向け

て、大きく前進することが期待されます。神社本庁と致しましては、庁規の定めに関する従来の常識的な解釈論を無視して、法人の役員によつて秘密裡に行はれた、このやうに強引な行為は、極めて危険且つ不当なものとして考へてをります。包括宗教法人で発生した一連の事案の重大性に鑑み、今後とも法令及び庁規を遵守した組織運営を図つて参りたく存じますので、重ねて管内神社に周知徹底願ひます。

以上

令和四年十月七日附総務発第七四号
神社本庁総務部長名・神社庁長宛

▼旭川地方裁判所による決定(保全異議申立)について

七月十三日付総務発第四八号にて御報告の通り、旭川地方裁判所は、「債権者(神社本庁)と債務者(芦原高穂)との間で、債務者(芦原高穂)が債権者(神社本庁)の代表役員の地位に無いことを仮に定める」と決定(「原決定」)を行つてをりました。

これに対して、芦原理事は原決定の取消を求めて異議申立てを行つてゐた処、旭川地裁は、去る十月五日付にて、原決

定を取り消さない旨の決定(「異議審決定」)を行ひましたので御報告致します。異議審におきましても、神社本庁の主張が認められ、芦原理事の主張は斥けられたことになりました。

また、総長選任を巡る一連の問題においては、総長選任の根拠となる庁規第十二条二項「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」の趣旨が如何なるものであるかが重要な争点となつてをり、芦原理事は「役員会の議決は必要ない」、神社本庁は「役員会の議決が必要である」と夫々主張してゐました。

この点、旭川地裁は異議審決定において、「議を経て」とは役員会の議決を要すると解するのが相当である」と明確に判示しました。芦原理事の主張が誤りであると明言されたこととなります。

さらに、異議審決定では「庁規においては総長と役員会とが一体となつて債権者の事務を遂行することが予定されているものと解されるから、庁規十二条第二文の趣旨は、統理が総長を指名するに当たり、役員会の機関としての意見(議決)を踏まえた上で行うことを要求したものと解するのが相当である」とも述べられてゐます。これは、総長の選任

にあたっては、総長と一体となつて本庁事務を遂行することが予定された役員会の意見が尊重されるべきであること、言ひ換へると、統理は役員会の議決内容に基づいて総長の指名を行ふべきであることが明らかにされたものと言へます。

今回の異議審決定によつて、芦原理事により秘密裏に行はれた登記申請に端を発した一連の混乱状態は、解決に向けて大きく前進することとなりました。

尚、旭川地方裁判所による決定の詳細については、添付の決定書を御確認下さい。

以上

令和四年十月十二日附教化発第一二二号
神社本庁教化広報部長名・神社庁長宛

▼全国神社総代会発行青少年教化資料

『鎮守の森オールスターズ クリアファイル』活用方推奨の件

標記の件、全国神社総代会ではデザインを一部変更した『鎮守の森オールスターズ クリアファイル』を作製致しました。材質を従来のプラスチックからストーンペーパーに変更し、環境に配慮しました。裏面には、神社での参拝方法についてイラストを用ゐて分かり易く説明してゐます。

つきましては、貴庁に見本誌を一〇部送付致しますので、貴管内神社で広く御活用方推奨戴きたくお願い申し上げます。尚、本冊子は、『月刊若木』十一月号紙面でも紹介してをります。

記

一、送付物

『鎮守の森オールスターズ クリアファイル』A4判 表裏カラー
ストーンペーパー

一、頒価

無料(送料は着払ひで御負担下さい)

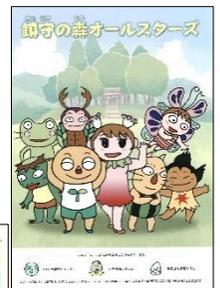
一、その他

御入用の際は、メール
(kyoka@jinjahancho.or.jp)へ、
希望部数、發送先住所・氏名、電話番号を御連絡戴き、御注文願ひます。

尚、メールの送信ができない場合にはFAXをお送り下さい。

各神社からの要望には、送料着払ひにて直接頒布し、神社庁宛への送付は、送料を神社本庁が負担致します。

以上



▼令和四年度中央実習開催の件

令和四年十月十八日附研修修発第四八六号
神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛
標記の件、「階位検定及び授与に関する規程」に基づき、中央実習を左記により開催致します。貴管内に希望者がある場合には、必要書類を添付の上、神社本庁総合研究所までお申込み下さい。

記

一、期日

令和五年三月六日(月)

三月八日(水) 三日間

一、場所

神社本庁

東京都渋谷区代々木一ー一

一、宿泊

都市センターホテル

東京都千代田区平河町二一四一

一、実習費

一、申込書類
三万円

入所申込書、履歴書、明階検定合格証の写、正階階位証の写(若しくは個別神社実習相当の修了証の写)、神宮実習修了証の写、任用辞令の写(若しくは奉務予定神社宮司の推薦書)

※任用辞令の写は出仕の辞令でも可。

※入所後、健康診断の提出を求めますので、予め準備しておくやう伝達願ひます。

一、申込期限

令和五年一月六日(金)

神社本庁必着

一、対象者

明階検定に合格した者(但し、既に神宮実習を修了してをり、神職若しくは奉務予定者であること。)

※平成二十六年四月八日付研修発第七三号「明階授与にかかる神務実習受講申込みの取扱ひについて」を以て受講対象を変更してゐるので注意願ひます。

一、定員

三十名(申込み多数の場合は、選考の上決定します。)

防止に向けて、別添公示に記載の通り対応して参りますが、感染症の流行状況等によっては研修を中止する場合もあり得ますので、予め御諒承願ひます。

一、備考
・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今後の推移等によっては、実施形態の変更、また本年度の実習自体の中止等もあり得ますので、予め承知願ひます。

・持参品等については、申込締切後に直接入所許可者宛に通知致します。

・参加希望者のアレルギーの有無(何アレルギーか)をお知らせ下さい。

以上

令和四年十月十八日附研修発第五〇一号二
神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

▼令和五年直轄研修開催の件

標記の件、別添「神社本庁総合研究所公示」の通り開催しますので、各研修の開催に際しては、左の点留意され御推薦願ひます。

記

(一) 新型コロナウイルス感染症対策を念頭に置いて開催することを御諒承下さい。

(二) 新型コロナウイルス感染症の拡大

(三) 従前に比べ、受入れ人数を制限してゐることから、申込者が超過すると予想されます。入所申込書(本紙)が神社本庁に到着した時点を以て受付とし、従前の電話、ファックス・メール等での予約は受けませんので、予め御承知下さい。

(四) 募集人員三十名に到達する場合には、締切日以前であっても締切ることがあります。

(五) 指導神職研修・中堅神職研修については、特に希望者が多く見込まれますので、当面の間、各県一名の参加を原則とします。

(六) 明階基礎研修・正階基礎研修について、県内で複数名の希望がある場合は、必ず優先順位を付した上で推薦されますやう願ひします。

(七) 神宮道場は、令和四年六月より本館の耐震補強工事が施工されてゐますので、新館を中心に研修生

活をしてをりますことを御承知置き下さい。

(八)指導者養成研修等については改めて通知及び公示をしますので、併せて御承知置き下さい。

(九)『月刊若木』令和四年十一月号、及び「神社新報」令和四年十一月七日・二十一日発行号の紙面に本件公示を予定してをりますので、御承知置き下さい。

※別添 省略

以上

《神社庁より》

管内神職各位におかれましては、『月刊若木』又は「神職専用サイト」等を御確認の上、入所希望の研修がありましたら、神社庁まで早めの御連絡をお願い申し上げます。

令和四年十月二十六日附広国発第一四号
神社本庁教化広報部長名・神社庁長宛

▼神職専用サイト掲載 教化資料データ活用方推奨の件

標記の件、各神社で教化活動に資するため、左記チラシデータを作製し、神職専用サイトに掲載致しますので、広く御活用戴きますやう、貴管内神職に御推奨

願ひます。

記

一、掲載データ

七五三昇殿祈禱推奨資料「七五三―ご祈禱つてなあと?―」チラシ A4判カラー両面刷

一、内容

改めて七五三の本質である、神恩感謝、そして健やかな子供の成長を願ふ、昇殿参拝の意義をマンガを交へてわかりやすく解説し、昇殿参拝者の増加を旨とするチラシを作製致しました。チラシはA4判で家庭用プリンターで印刷可能です。

一、その他

御不明な点がございましたら、広報国際課宛に御連絡下さい。

以上



(神社庁から)

※御参考として宮司様には二種類一部ずつを同封致します。

令和四年十月二十六日附広国発第一五号
神社本庁教化広報部長名・神社庁長宛

▼神職専用サイト掲載 教化資料データ活用方推奨の件

標記の件、各神社で教化活動に資するため、左記冊子データを作製し神職専用サイトに掲載致しますので、広く御活用戴きますやう、貴管内神職に御推奨願ひます。

記

一、掲載データ

『月刊若木』実務と教養「疫病にまつはる信仰と祭礼」冊子データ A5判カラー 二十八頁

一、内容

『月刊若木』実務と教養「疫病にまつはる信仰と祭礼」で掲載した論考を冊子の形式で再編集し、教化活動の一助とすべくPDFデータを作成致しました。

一、その他

御不明な点がございましたら、広報国際課宛に御連絡下さい。

以上

◆◆◆教化委員たより◆◆◆

祐徳稲荷神社権禰宜 前田 英明

秋の収穫を祝い、五穀豊穰を願う例祭
が、この秋全国各地で完全な形となり開
催され、神事が行われた後、歴史ある流
鏝馬が奉納されるなど、各地より神社の
活気伝わる様子がニュースなどで報告
されております。多くの方がこれまでの
ように神社に訪れ、自分の住む土地の伝
統的な行事ごとに触れていくというこ
と。それは過去と未来が繋がっていくこ
とであり、孫子の代まで同じ思いを継承
していく大切な出来事であると感じて
おります。新型コロナウイルスの世界的
な感染拡大により、あらゆる業種におい
て困難が続いてきた中、私共におきまし
ても様々な行事の中止や延期を判断せ
ざるを得ない約三年間ではございまし
たが、この未曾有の事態にも、私共は動
じることなく神事を遂行し、歴史を守り
抜いてまいりました。

神社参拝を感染対策により控えるこ
とを余儀なくされた参拝者の方々が、ご
家族や友人と、またおひとりでお参りさ
れ折りと感謝を捧げ、神社で季節を感じ
たり、遠くの誰かに思いを馳せたりと、
素晴らしい時間を過ごされ、笑顔になつ

てお帰りになるお姿を拝見し、改めて神
社は、人々のためになくてはならない大
切な役割を担っているのだと日々感じ
ております。

まだまだ自粛を余儀なくされる地域
も多いとは存じます。いち早く地域の
人々の活気が戻りますように、本来の
神社行事が執り行えるようになりませ
う、お祈り申し上げます。

◆◆◆研修受講報告◆◆◆

祭祀舞指導者養成講習会に参加して

陶山神社禰宜 宮田 彩子

祭祀舞の講師になるには「七級の下」
から始まる級をとらなければならぬ。
級は「七級の下・上」「六級の下・中・
上」となり、「五級」を頂かなければ本
庁が認める「祭祀舞講師」とはなれない。
最低でも六年講習を受けなければなら
ないと言ふことになる。

なぜそんなに時間がかかるのかとい
うのは、佐賀県の祭祀舞講師である光増
さんが先月号に書かれていた事に何よ
りも由来があるだろう。

祭祀舞は神事のなかでも重要な役割
を担う。「宴会芸」ではなく「祭祀舞」で
ある舞の指導者を養成するのだから、そ
んなに簡単にはとらせてはもらえない

のは当たり前だ。指導者があやふやであ
れば、それに習う方の舞はそれ以上に曖
昧な物になる。それがつづいていけば本
来の形から大きく崩れた違う舞となつ
てしまうからだ。

前置きが長くなったが、去る九月二日
から四日の三日間、神社本庁主催の祭祀
舞指導者養成講習会に参加させていた
だいた。今回はコロナの影響で三年ぶり
の開催となった。例年、三〇名以上は集
まるが、今回は人数制限もあり、十七名
の参加であった。

教えて下さるのは神社本庁祭祀舞講
師の小野貴嗣先生・東儀季祥先生・小野
亮貴先生のお三方。講習は三班に分かれ
て先生方が各班につき教えて下さる。各
班大体六名くらいずつなので、今回はい
つもより一人一人に先生方の目が届き、
各人にそれぞれご指導をいただけた。

講習の最終日に先生方の前にて、舞を
納める発表の場が設けられている。例年
は朝日舞(三人舞)・豊栄の舞(四人舞)
をそれぞれ代表者が舞うのだが、今年
は人数も少ないと言ふことで、全員発表を
することになった。十七名をそれぞれの
舞五組に分けて行われた。

私は朝日舞にあたり、福井県の方と山口
県の方と舞うことになった。班が違った

ので、合わせて練習することがあまり出来なかつたが、拍をしつかりとることをお互い心がけどうにか本番でも揃って舞うことができた・・・と思う。緊張しすぎてあまり覚えてないが・・・。
過ぎてみればあつという間の三日間のように感じた。

一日中舞に集中できるこの貴重な時間をいただいたことに心より感謝申し上げます、この恩恵をいつか早く還元できるように、まずは自分の舞をしつかりとしたもの昇華せねばと改めて思った。
この度はこのような機会をいただき誠に有り難うございました。

◆◆◆神青会たより◆◆◆

厄年・歳祝い早見表受注について

標記の件、本会が作成・頒布しております塩化ビニール製シートが完成致しましたので、御希望の管内宮司、神社関係者の皆様にお知らせ致します。御注文については、同封の申込書に必要事項を御記入戴き、神青会事務局までFAXにてお申込み下さい。

以上

事務報告

【御垣内特別参拝許可願申請報告】

■八坂神社宮司 山口 良弥

・参拝日 皇大神宮
令和四年十月八日

十月
▽ 十二日 東松浦地区西支部
於玄海町町民会館

・員数 豊受大神宮
令和四年十月八日

▽ 十九日 藤津地区支部
於祐徳稻荷神社社務所

・代表 令和四年十月八日
田中 三千子

▽ 二十一日 佐賀地区第二支部北
於神社庁

■伊勢神社宮司 古川 和生

・参拝日 皇大神宮
令和四年十月十日

▽ 二十三日 神埼地区支部
於仁比山神社

・員数 豊受大神宮
令和四年十月十日

▽ 二十六日 東松浦地区東支部
於鏡神社

・代表 古川 浩二 他三名
ふるかわかんばん

▽ 二十七日 西松浦地区支部
於伊萬里神社

■稲佐神社宮司 笠原 猛

・参拝日 皇大神宮
令和四年十月三十日

十一月
▽ 二十九日 三養基地区支部
於千栗八幡宮

・員数 代表 坂田三夜待
満原 清文 他十七名

▽ 二日 杵島地区西支部
於大町八幡神社

管内支部神宮大麻頒布始奉告祭

▽ 四日 杵島地区東支部
於福富神社社務所

本年も神宮大麻頒布の季節を迎え、左記の支部にて頒布始奉告祭が斎行又は予定されています。

▽ 八日 佐賀地区第二支部南
於大堂神社

▽ 八日 小城地区支部
於岡山神社

▽ 二十八日 佐賀地区第一支部
於佐嘉神社

※案内又は連絡等があった支部のみ掲載しています。

寄贈書籍等目録並びに御芳名

- 自 令和四年十月 一日
- 至 全 三十一日
- ・庁報みやしろ 第一七五号 石川県神社庁 様
- ・廳報新潟 第一二六号 新潟県神社庁 様
- ・高知県神社庁報 第八五四号 高知県神社庁 様
- ・相模 第五三〇号 寒川神社 様
- ・あしかひ 第一二二号 大阪府神社庁 様
- ・箱根 No.二八八 駒形神社奉祝記念事業完遂特別号
- ・諏訪神社奉祝記念事業完遂特別号 箱根神社 様
- ・鹽竈さま 第一九〇号 志波彦神社鹽竈神社 様
- ・庁報 社 第一五四号 京都府神社庁 様

- ・清政 第七二号 神政連京都府本部 様
- ・砥鹿 第一四二号 砥鹿神社 様
- ・富ヶ岡 No.一〇六 富岡八幡宮 様
- ・徳島県神社庁報 第一七二号 徳島県神社庁 様
- ・北海道神社庁報 第一二七二号 北海道神社庁 様
- ・日伝建会報 第四二二号 日本伝統建築技術保存会 様
- ・なぎがま 第五四号 全国諏訪神社連合会 様
- ・宮城の神葬祭 みはぶりのみしわざ 宮城県神社庁 様
- ・大町八幡神社だより 第八号 八幡神社宮司 北島 巖 様
- ・東神 No.一〇二二 東京都神社庁 様
- ・お明神さま 第二四七号 御大典奉祝記念事業奉賛募金委員会 様
- ・愛媛県神社庁報 第六〇八号 三嶋大社 様
- ・愛媛県神社庁 様

- ・かひがね 第一九九号 山梨県神社庁 様
- ・みつみね山 第二五八号 三峯神社 様
- ・霧島山 第一五〇号 霧島神宮 様
- ・國見 第二二五号 茨城県神社庁 様

神社庁規程表彰内申について
 標記の件、宮司宛て同封通知の通り表
 彰内申を受付ますので、令和五年一月末
 日迄に、支部を経由して内申戴きますよ
 うお願い申し上げます。

《お詫び》
 佐賀県神社関係者名簿内に左の誤り
 がありましたので、謹んでお詫び申し
 上げます。
 一四頁 橋富太市郎氏 住所・連絡先
 (正) 佐留志二六三〇
 八六―三三四八
 三八頁 橋富洋美氏 階位
 (正) 明階
 四二頁 宮崎春己氏 住所
 (正) 鹿島市常広